

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県宇陀土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成三十一年三月十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 吉野郡東吉野村大字麥谷ほか
- 三 測量の期間 平成三十一年三月六日から同月二十九日まで